社内回覧　　令和３年 10 月 13 日

株式会社ルミナス
管理部副部長　正木　ちえ

「緊急事態宣言解除後の勤務体制について」（連絡）

緊急事態宣言が９月 30 日をもって解除され 10 月１日から感染防止に伴う重点処置と規制が解除されましたが、政府は第６波の感染を抑えるために「段階的緩和」を行うとしました。。また、10 月 30 日までを「経過処置期間」として飲食での各種制限や感染防止対策の要請などを行っています。企業に対しては通勤時の３密対策として在宅勤務による行動規制も要請内容の一つです。県外への移動自粛要請はなくなりました。

当社では政府要請に従い、テレワークの期間を 11 月 15 日まで延期するとともに、
勤務形態について下記内容で進めます。

（記）

１．出社・在宅スケジュールは各部内で To Do List をもとに決め、管理部に報告願います
２．部内打合せのために、在宅勤務者も最低週１回、出社をお願いします

以上

追記
感染の収束に伴い、新たな勤務体制をどうするかということを決めていきますが、
現下の当社を取り巻く厳しい経済状況に打ち勝つ内容にしなければなりません。
各自の思い、アイデアがあれば積極的に提案してください。

無駄をなくそう　　（長電話、それが会社の命取り）

- 打合せ（報連相）５分
- ミーティング（企画提案）１５分
- 会議　（案件決定）３０分